

## 令和4年度第1回河内長野市入札等監視委員会議事概要

- 【開催日時】 令和4年7月13日（水） 午後2時から午後4時  
【開催場所】 河内長野市役所4階入札室  
【出席者】 （委員）3名  
                  （市） 契約検査課長、契約検査課職員4名、その他各案件の担当課職員  
【議事概要】 下記のとおり

### 1. 開会あいさつ（総務部長）

今回もこのような形で web 会議形式ということで行わせていただきます。ご不便等おかけすることもあるかと思いますが、よろしくお願い申し上げます。さて、最近の本市における入札の情勢といたしましては、令和2年度は新型コロナウイルス感染症がまん延した初年度で小中学校の一斉休校などがございまして、夏休みが短縮されたことにより夏休み中にしかできない大規模改修工事などが実施できなくなって入札件数が減少したということがありました。令和3年度は半導体不足やサプライチェーンの混乱などの影響によりまして、一部の案件について入札不調が続きまして、最終的に随意契約したものがございました。本日の委員会ではこのような随意契約とした案件を2件、審議対象として選定いただいているところでございます。

また、本市の入札制度の運用に関しまして、以前より本委員会でご意見をいただいております最低制限価格の運用の見直しについて、検討を行って参りたいと考えております。今年度は最低制限価格の算定基準や最低制限価格の事後公表について、全国的な情勢や周辺の自治体、本市の状況などを踏まえて検討していきたいというふうに考えているところです。これらの検討結果を後日また、本委員会でお伝えできればと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

最後となりますが、今後とも引き続き入札及び契約の適正化に努めてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様におかれましてはそれぞれの視点から、忌憚のないご意見ご助言を賜りますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

### 2. 報告事項（契約検査課課長）

令和3年9月から令和4年3月までの入札状況（入札方式・件数・落札率等）及び指名停止措置状況（2件）について報告した。

### 3. 案件審議

事前に抽出された5件（工事2件・業務1件・物品2件）の案件について、はじめに事務局から案件概要（入札の方法、落札者の決定等）を説明し、続いて案件を抽出した委員長より各案件の抽出理由が説明された後、各委員による内容審議が行われた。なお、案件

は次のとおり。

案件1 市庁舎トイレ改修工事

(担当：資産活用課)

(1) 抽出理由

金額の点と、参加者1者、くじ無しという点が主たる理由となります。

(2) 主な質問及び回答

委員 令和3年度の手持ち工事としては取り扱わないとは、どういう意味なのか。

事務局 本市は手持ち制限というものを定めており、多くの業者に案件が行き渡るように、市内業者の場合は一定金額以上の工事を請け負った場合には次の入札参加を制限している。例えば建築工事のBランクの業者は1億5000万円という手持ち制限の金額を設けていて、例えば1件目で1億円の工事を受注した場合、2件目以降は5000万円を越える入札金額では参加ができないこととしている。市外業者の手持ち制限については、同一年度中に1件受注した場合、それ以降は応札しても落札できないこととしている。

ただ、今回の案件については、前回の委員会でもご説明させて頂いたように、年度前半で建築工事に参加する業者が非常に少なく応札者なしの不調もある状態だったことと、この案件の前に、約1億3000万円と約7000万円の大型案件の発注があり、これを1件ずつ業者が受注していたが、今回の案件については、手持ち制限の為に応札できないという状況であり、そうすると、入札参加できる市内業者が1者ぐらいしかいない状態になっていたため、この案件に関しては手持ち工事として取り扱わないということにした。

委員 これまでに受注していてもこの案件も応札できるということにしたと。

事務局 そのとおりで、これまで受注した案件以外でも応札できるような条件とした。

委員 そういったケースはたくさんあるのか。

事務局 令和3年度は、工事はこの1件のみだった。

委員 手持ち工事として取り扱わないという決定は誰が行うのか。

事務局 予定価格500万円以上の工事案件は請負業者等選定委員会に諮ることとなっており、この条件を付して発注してはどうかというふうに諮った上で発注を行っている。

委員 業者の方からこの条件外してくれと言われたとか、そういった要望があつてすると

いうわけではないのか。

事務局 業者からの働きかけがあったわけではない。本市の状況を踏まえたものになる。この案件はコロナ臨時交付金を活用した工事になっており、令和 3 年度中に工事を終わらせる必要があり、繰り越しができない状況だった。工事を発注する前に設計業務があり、当初の計画では市庁舎のみであったが隣の議会棟も含めて工事範囲を広げることになり、設計業務が増えたため工事の発注時期が 9 月にずれ込んだ。ここで不調になってしまうと年度内に工事が完了できないという事情があったので、必ず応札してもらえよう、入札参加資格の条件を最大に広げて発注したというところである。

委員 年度中に必ず工事を行わなければならない、その工事の発注金額が大きかったら、まあ、手持ち工事の条件を外さざるを得ないというところか。

事務局 そのとおりである。本市としては、必ず応札してもらいたい案件だった。通常であれば市内業者のみで入札を行い、不調であれば市外業者まで入札参加条件を広げるという段階を踏むが、今年度はこの案件の入札までに建築工事の不調が続いていたので、その点を考慮して、初めから市外業者も入札参加できる条件、また手持ち工事として扱わないという条件を付けて入札参加しやすくしたということである。

委員 業者としてもそういう面では入りやすいのだろうが、発注側としては何が何でも今年度中に工事しなきゃならない。そうせなあかんと。なのに、応札が 1 者というのはどういことですかね？もう少し応札があってもいいのかなと思ったりするが。

事務局 本当にこの令和 3 年度は、建築工事についてはなかなか応札がなかった。大型案件もあって応札があったものもあるが、この時期でもまだ不調になった案件もあったので、何とか応札してもらいたいと思ってはいたが、業者としてはなかなか手が上がってこない状況だった。半導体不足で、材料がなかなか手に入りにくく見通しが立たないということも理由としてあったかと思われる。その中で、今回応札した業者は、先の 2 つの大型案件に応札したが受注できなかった業者だった。なので、今回の案件は何が何でもという思いで応札してもらえたのかというふうに思っている。

委員 前回も一式工事は難しいというようなことを言っていましたね。トイレを持ってきてポンって置くだけというものではなくて、建築、電気、設備すべて必要で、やはり一式工事は難しいという風には感じていたが、はい、わかりました。

委員 急ぎの案件だったというのは、交付金の関係だという理由はわかるが、もう少し早く発注することはできなかったのか。急ぐのであれば早いうちからというのが普通考えられると思うが、発注が 9 月になったのはなぜか。

事務局 コロナ臨時交付金の給付が決定したのが3月で、そこから設計業務の発注を行っている。4月から設計業務を発注して業者が図面を描いて、8月ぐらいまでは設計がかかるので、どうしても工事の発注はこの時期になる。また、本来は1ヶ月ほど早く発注する予定だったが、議会棟のトイレ改修工事も盛り込まれたので、そちらにも時間が掛かってしまい、当初の予定よりは1ヶ月遅く発注したという事情がある。

委員 1ヶ月早く発注したとしても、今の状況だと参加者は多くは見込めなかっただろうと。

事務局 もし1ヶ月早く発注していたら最初は市内業者のみという条件で発注していたかもしれないが、必ず今年度中に終わらせるためには、業者を決定する必要があると担当課から要望があったので、最大限入札参加していただけるような形での条件設定をしたというところである。

委員 落札者が市内業者なので、結局、1ヶ月早く市内業者のみの条件で発注をしていたとしても同じ結果になっていたかもしれない。

事務局 そうだったかもしれない。

委員 そういう可能性が高そうですね。他の状況が変わらないので。

事務局 昨年度は応札が本当にバラバラで、1回目は全然応札がなかったのに、2回目は何者か応札があったという案件もあったりしたので、この時期だから応札があったとかいうのも予測することは難しかった。

委員 設計に時間を要するというのは大規模工事という事情を踏まえてのことか、それとも一般的にこれぐらいの期間、設計には必要ということか。

事務局 内容、量にもよるが、だいたい4、5ヶ月ぐらいから、履行期間を設定している。

委員 履行期間を少し短く発注したら、業者が嫌がって応札してこないという状況か。

事務局 履行期間が短いと嫌がり応札してこない可能性はある。

委員 今回の落札業者は手持ち制限には引っかかってなかった業者なのか。結局、この手持ち工事として取り扱わないということをしなかったとしても、この業者が落札できたらどうということになるのか。

事務局 この落札業者も手持ち制限に引っかかっていた。先に小山田小学校外 1 校トイレ整備工事という工事があり、契約金額 7500 万円だった。この落札業者は B ランクの業者で 7500 万円までの案件しか入札参加できなかった。手持ち工事の制限を外したので、落札してもらえたという状況である。

補足説明：

9 月入札案件の発注条件の検討を行うのが 7 月であり、7 月時点では今回の落札業者は手持ち工事はなかったが、8 月入札案件で 1 件受注したため、9 月時点で手持ち工事がある状態での応札だった。

委員 手持ち制限を考えなかった場合に、今回入札参加資格があった業者は何者だったのか。

事務局 B ランクないし C ランクで 18 者あるが、6000 万円を超える案件になるので、特定建設業許可を持つ市内業者となると 10 者だった。このうち令和 3 年度で応札があった業者は 4 者であった。

委員 業者は他の工事で手一杯というか、受けられる状態じゃないということだったのか。

事務局 他の工事で応札していただいた業者に、技術者に余裕があるかという話を聞いたりしたが、今は建築の技術者の手が空いていないという回答があったりして、応札がなかったのはそういった事情もあったかと思われる。

委員 2 階から 8 階のトイレ改修というのは、交付金との関係で何かあるのか。

担当課 1 階については、以前に改修工事をしている。今回は 2 階から 8 階と議会棟の工事を行ったということになる。

委員 交付金について、何に対して出るのか。

担当課 コロナ対策として、今回だと、トイレを和式から洋式に変更することで流す時にウイルスが飛散するのを防ぐとか、手洗いを蛇口から自動水栓にすることで接触を防ぐとか、そういうコロナの感染防止に対して交付金が使えるということになっている。

委員 交付金の執行について、持ち越すという選択肢もあったということか。

担当課 繰り越しはできない。年度内に工事を完了しないといけないということだった。

委員 単年度で執行という硬すぎるルールがあると。逃げ道なしと、いかなる理由があろうとも繰り越しできなかったということか。

担当課 そのとおりである。

事務局 財政部局から年度内で執行するようにと強く要望があったと聞いている。

委員 絶対なかったかどうか分からないということか。

事務局 できなくはないけれども、とてもややこしくなるので、年度内に工事を終わらせるようにという強い要望があったということは聞いている。

委員 面倒なことにはなると思うが。まあ、できなくはないけれども、上部からのお達しがあった。単年度でどうしても処理せよと、そういうことがあったということか。

事務局 そのとおりである。

委員 応札する業者がもし1者もいなければ繰り越した可能性もあるということか。

事務局 もしそうなった場合は、入札を行うかどうか担当課と相談することになったかと思われる。コロナ臨時交付金があるのでこの工事を発注したという事情があるので、年度内に工事が完了できないとなった場合に、繰り越してでも発注するのか、それともコロナ臨時交付金を諦めて、この年度でのトイレ工事の発注を取りやめるという決断をするのかというのは担当課と相談することになったかと思われる。

委員 大きな金額の工事は、年度の早い時期に入札を行うことはできないのか。1度の入札が不調に終わったらもう繰り越せないから入札ができなくなってしまうというのではなくて、年度の前期に入札を行って、1度不調であっても年度の後半で入札できると、こういったことは交付金ではできないのか。

担当課 通常、計画的に予定されているものであれば、前年度に設計をして、年度の早期の発注というのも当然しているが、今回、コロナの臨時交付金の決定自体が3月頃で、急遽対策をとということで、そこから設計を始めたという事情がある。どうしても設計と工事を同じ年度内で行っている都合で、今回はやむなく発注が後半になっているので、工期がしんどくなったというところはある。

(1) 抽出理由

主たる理由は2点、落札率の高さと工事で唯一の随意契約だったので、適正な内容だったかどうかを審議したい。

(2) 主な質問及び回答

A 委員 フォレスト三日市というのは市と、どこが持っているのか。管理組合はどこか。

担当課 フォレスト三日市は再開発ビルで、市と各権利者が再開発組合として持っている。権利の床を持っている。

A 委員 建物の所有者は誰になるのか。

担当課 再開発組合になる。

A 委員 再開発組合は、何社ぐらいが関与しているのか。

担当課 再開発事業なので、元々土地を持っていた方、あるいは企業、そういったものの権利者の集まりということになる。

A 委員 その中で、河内長野市はどれぐらい所有しているのか。

担当課 正確な数字は持ち合わせていないが、市が購入して権利者になった保留床については約5,000㎡弱で、ビル全体の延床面積が25,000㎡ぐらいである。

A 委員 今回撤去した階段は、市の所有となっているのか。

担当課 この階段は、もともと公共施設として位置づけられた階段である。

A 委員 今回、管理組合は落札業者に何か工事を依頼したのか。大規模修繕工事？

担当課 大規模修繕について、再開発ビルが老朽化してくるので、10年から15年に1回、塗装や防水の塗り換え工事を落札業者に、再開発組合が依頼したということになる。

A 委員 そのついでに、と言うと語弊があるが、今まで使っていた階段が邪魔になるから撤去するということか。

担当課 邪魔というか、一定の役目を終えたと言うところ。鉄製の階段なので、塗り換えたりすることが出てくるが、公共施設でありながら主にビルの利用ということで、この階段の管理は再開発組合に委託をしていた。それはなぜかという、ビルの理念のためということだった。

A 委員 今回、再開発組合が、壁塗りとかリニューアルしようということで落札業者と契約して工事を始めた。そこに市も乗ったと、こういう形なのか？それとも、例えば 1 年前にそういうリニューアルの話があって、市もこの階段どうするかという話があって、今回この案件を発注したと、こういうことなのか。

担当課 この階段は公共施設であるということから、撤去なり、あるいは建て替えたりということについては、市が主導となる話であって、再開発組合のビルとは切りわかる内容であるとする。たまたま、再開発組合が所有しているビルの改修を落札業者が請け負っていた。そして、今回の工事は、結果的に落札業者が請け負ったという話である。

A 委員 管理組合の建物と、今回撤去したこの階段とが一緒に付随しているから、一緒になって契約するわけではないのか。

担当課 そうではない。

A 委員 ビルの大規模改修工事をしている業者がいるのに、この工事の入札をしても、手を挙げないのでは。

事務局 随意契約したら良いのではないかという話もあると思うが、随意契約するには理由が必要となるので、まずは一般競争入札で出来るところはしていくということになる。こちらの案件は 1 度目が一般競争入札で行って応札者なしの不調になっている。2 度目については、見積競争入札を行った。一回目入札の時に市外業者で既に本市の工事を受注していたため入札参加できなかった業者が 2 者あったので、その 2 者に対して見積競争を行ったが、1 者は辞退、もう 1 者については予定価格よりも高い金額での応札だったので、2 回目についても不調になった。その後は工事内容を見直して、少しでも短縮して工事ができるようにと、2 度不調になっていて、今から入札を行っても工期が合わないということで、大規模改修工事をしていた落札業者に打診して契約に至ったということである。

A 委員 私は、随意契約でいいと思う。大規模改修工事が落札業者で決まっていて、そこに入っていかなざるを得ないということになるので。どちらかという、ついでにやってくれという形するのが、私は良いのかなと思う。

では最初の時点で、管理組合が大規模改修工事を契約する時に、一緒に市も入って契約

するという方法はできなかったのかと思ったりする。コスト的に安くなったのではないかと単純に思ったが。

事務局 実は、当初は落札業者に随意契約ができないか依頼をしているが、1度断られている。そういう経緯があり、一般競争入札を行った次第である。

B委員 大規模修繕工事はいつから行われているのか。

担当課 令和3年3月だったと思われる。

B委員 一般競争入札が10月頃というのは何か理由があるのか。今の話だと大規模修繕工事が始まる頃には、階段撤去工事が動き出してもおかしくないのかなと思う。

事務局 把握しているのは、夏頃に落札業者と随意契約ができないか話を伺っていると聞いていた。その後、それが難しくなったということで、10月に1度目の入札を行なっている。2度目に見積競争を行ったのが11月になる。11月下旬に不調となったので、その結果を担当課に伝えて、担当課はそこから工事の内容を見直しするのに再度積算し直している。それが1月中旬ぐらいまでかかっている。その後、随意契約の手続きを踏んで、2月に契約を行った。

工事内容を見直すのに少し時間がかかったということと、年末年始をまたいでいるので、2回目からの入札に少し時間が空いたという形になる。

B委員 最初に随意契約を断られたというのは、金額が合わなかったということか。

担当課 そうである。それを見越して工程もある程度考えた中で、秋頃契約できたらという流れで考えていたので、おっしゃっていただいているように、当初例えば4月に発注出すとかではなく、ある程度相手の工期にも合わせて、同じ作業がうまく重なるように予定をそれぞれ調整していったが、結果的に受けていただけなかった。

B委員 一般競争入札の予定価格はいくらだったのか。

事務局 約330万円である。

B委員 見積競争での業者の応札価格は。

事務局 650万円程度だったかと思われる。

B委員 では最初に落札業者に提示した金額というのは、330万円に近い金額で提示して断

られていると。

事務局 そうなる。

B 委員 屋外階段について、どのようなイメージを持てばいいのか？非常階段みたいなのを想像しているが。

担当課 日常的な階段で、非常階段のように、普段人が通らないようなものではなくて、歩道を歩いている方がビルの 2 階に上がったたりする、普通に使われているものである。形状は、鉄骨階段なので非常階段のようなものになる。

B 委員 撤去工事は大規模修繕工事と同時期に工事するわけだが、例えば足場が共通など一体で行われる工事になるのか。それとも、そもそも別々の工事になるのか。

担当課 当初話をさせていただいた時は、足場を含めて共通に使えるだろうということで話をさせて頂いていたので、費用も安く済むのではないかとということで安い金額で提示させて頂いていた。

B 委員 たぶん、実際には一体でやるわけですね。今回はね。

担当課 結果として、形状としては一体的な工事になったかと思う。

B 委員 他の業者が入ろうと思うと、多分共通で足場が使えないので、それぞれでやるということになるので、高くなるということか。

事務局 そうなったかと思われる。

B 委員 市外業者の見積もりは 650 万円っていうのは、多分足場は自社で組むという前提になっているのか。

事務局 そう思われる。

A 委員 実際問題として、片や足場組んで大規模修繕工事していて、そこへ別の業者が階段撤去のためにまた足場組んでと、こういうわけにいかない。だから、落札業者の足場を使わせてもらう。それが基本になるだろう。そうすると、落札業者に施工してもらわざるを得ないという形になるのかなと。これが一番妥当だと思う。

一から工事するとなると大変だと思う。大規模修繕工事が終わるまで待たないといけな  
いとなると年度内で工事完了できない。

事務局 フォレスト三日市の所有者は、大規模修繕工事中に階段の撤去工事も一緒に終わった後でリニューアルのセレモニーをしたいという要望があったので、大規模修繕工事の終了に合わせて階段撤去工事をする必要があったと聞いている。

C 委員 今回の随意契約を許容する法律上の要件は、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 6 号となっているが、第 6 号を見ると「競争入札に付することが不利と認められるとき」となっていて、具体的には何を不利と考えたのか。

事務局 工期が間に合わないかもしれないというところで、大規模修繕工事を行っている業者であれば、施工中の工事で、似たような工種はそのまますぐにでも工事に入ることができるが、別の業者であれば一から下請業者を選定して、そこから落札業者と打ち合わせをして日程調整するなど、落札業者でなければこの工事を完了させることができないということが 1 つあった。そういった意味で、入札を行うこと自体が不利になるので随意契約としたところである。

C 委員 大規模修繕工事と合わせて終わらせないといけない最大の理由は何か。

事務局 管理組合からの強い要望があり、管理組合からすれば、工事を行う期間はあったのに、なぜ終わらないのかと。本市としても、管理組合と市側の協議の中で話し合われてきたので、そこに向けて必ず工事を終わらせる必要があった。

C 委員 今の理由付けだと、要望に合わないことが不利に該当するという理解に達してしまうが。それで地方自治法施行令の当該条項を満たしていることになるのか。

事務局 要望があったからというものがある。。。

A 委員 この工事、落札業者が大規模修繕工事を先に行っているわけですね。その横の階段を撤去するのに、足場を別々で作るなどしていたらいくらでもお金が高くなって仕方ないと思う。別々の業者だと自由気ままにされてしまって、工事期間もどんどん延びてしまったり変更する可能性だってあるのかなと。そう考えると、やはり落札業者に一緒にやってもらうことは、随意契約の理由になるのかなと、私なら思う。

ただ、最初に随意契約を断ったというのはもっての外だと、私は思った。建物と階段がつながっていて、ただ持ち主が違うだけの話じゃないかと。市が随意契約の話をした時に断ったのは、金額を吊り上げるためなのかどうかはわからないが、企業のモラルとしていがかかと感じた。

B 委員 A 委員のおっしゃることはわかるが、階段は市の所有物であって、建物は再開発組

合の共有物だということ、法的な建前と実体が少しずれてしまっていると思う。別のものだと考えると、やはり何が不利なのかということはかなり疑問ではないかと私も思う。管理組合の要望だといっても、管理組合は建物の所有者なのであって、階段は市のものなのだから、管理組合の要望に答えてあげる必要があるのかと言われると、あまりきちんとした答えが出ないのではないかと思う。

ただ、実態としては一緒に持っているようなものなので、なんとか工期を合わせてあげたいというところは理解できるところなので、まあ穏当な判断だろうとは思っている。

ただもう少し、落札業者が大規模修繕工事を契約する時点で、階段撤去工事について何らかの話が付けられるなら付けておきたかったところなのだろうと思うので、大規模修繕工事を契約してしまえば、あとは多分、落札業者としても、うちがやる以外にないというのは分かっていると思う。そうすると、最初に随意契約を断ったというのも、やる気がなかったのかというのは、私が少し疑いを持つので。単にぎりぎりまで金額をつり上げてやろうというふうには見えなくはないところである。外部から見れば、大規模修繕工事のところから話し合いがもう少し上手くいけばよかったのかなとは思っているところである。

最終的な随契理由については、疑問符がついても仕方ないのかなと私は思う。

C 委員 もし理由が 1 つでないのであれば、理由を列挙していただいて、きちんと理由がつくように理論武装をする必要がある。これは法令に関わる場所なので、不利とは何なののかに対して答えられないとまずいと思うので、少し理由を練っていただく必要があるかと。今日の手持ちの資料では少し論拠が不足しているということなのかもしれないので慎重に考えていただけたらと思う。もしかしたら、随契理由の 1 つが先ほど A 委員が言ったような理由なのかもしれないし、根本問題は B 委員が言った通りだと思う。

### 案件 3 河内長野市庁舎総合管理業務

(担当：資産活用課)

#### (1) 抽出理由

指名競争である点と、金額の多寡という点、あとは備考欄にある通り、辞退者が出ているということで、これはいつもの入札結果のパターンなのかもしれないが、一応この点についても確認したく、以上 3 点からこれを抽出した。

#### (2) 主な質問及び回答

委員 今までこの業務はどの業者がしていたのか。やはりこの落札業者なのか。

事務局 そうである。

委員 今回も同じ業者が落札したということか。何年前から受託しているのか。

事務局 平成 19 年から総合評価入札にて管理委託を行っているが、少なくとも平成 19 年度から業務を受託している。

委員 辞退者が多いが、これは指名競争入札をしているから、こういう結果が出るのか。この入札条件に該当する企業はこれだけなのか。

事務局 警備・清掃等部門の建物総合管理（清掃・警備・設備管理）の登録者が、当時では 54 社あった。指名競争入札を行うということで、入札参加資格条件に該当するものを選定したところ、13 社に該当があったので、こちらの 13 社を指名させていただいた。

委員 では市の方から、入札に応じませんかという形で、案内状のようなものを出していると、これが 13 者で、その中で私は辞退するという業者も結構いる。それで参加者が減っているというわけか。

事務局 そういうことである。

委員 指名するから参加者があるいは辞退者が多いのだろうけど、辞退届を提出してくれた業者はいいが、意思表示を出さずに不参加になった業者も今回だってある。意思表示をしなかった不参加の業者は次回も指名するのか、それとも今回は意思表示がなかったけれども、次回は次回、今回は今回というふうに割り切って指名するのか。

事務局 不参加と辞退は一応レベルが違うというふうに考えている。きちんと意思表示をしなかったということで、次の案件についてそれを考慮して外すという場合もあるが、これは一律の対応ではなくケースバイケースである。その時のその登録業者の状況によっては、再度声掛けをさせていただく場合もあるし、あるいは充分競争が働くぐらいの状況だと判断した場合は、不参加ということを経由して外すということもある。

委員 入札参加が 3 社で、そのうち 2 社は同様の名前の会社であり、これは何か関係がある会社なのか。

事務局 a 社と b 社の商号が類似しているということで、ご指摘いただいているかと思う。市としては、直接、人的・資本的に役員を兼ねている等であれば、同時に参加できないということで失格にするというチェックはしているが、特にこの 2 社に関して、そこまで密接な関連があるものとは認識していない。

委員 業者選定にあたり、いろいろ評価結果が出ていて非常に細かい分析などが出されて点数が入っているが、評価者は誰なのか。

事務局 総合評価入札評価委員会があり、そのメンバーは副市長 2 名、総務部長、環境経済部長、外部の学識経験者の 3 名。その 3 名は、弁護士、税理士、行政法学者という構成メンバーで点数をつけていただいている。

委員 請負業者等選定委員会とはまた別の委員会なのか。

事務局 別の委員会になる。請負業者等選定委員会は市の内部の組織で、副市長 2 名と事業所管の部長級で行う委員会になるが、こちらの総合評価入札評価委員会については別途委員会を設けて、内部の市の職員プラス外部有識者という構成でやっている。

委員 その委員会は常設というか、他の案件についても同じ委員会で審議していくのか。それとも、この案件のために組まれた委員会になるのか。

事務局 いわゆる首長附属機関ということになるが、その委員会の守備範囲としては実質総合評価入札の案件となっている。ただ実際は、この総合評価入札を行う案件が市庁舎の総合管理業務しかないので、事実上、この業務決め打ちのような形になっている。

委員 基本的には書類でのプレゼンと書いているが、たとえば疑問点などはどうするのか。直接聞くのか、あくまでも書類だけで決めてしまうのか。

事務局 原則は書類審査のみだが、入札実施要領にあるように、必要に応じてヒアリングを行う事があるということで、審査のために必要であれば、聞き取り等を行うことを想定しているが、実際そういったことは行わずに、書類のみで審査は終了した。

委員 評価点によって決まるので、価格が低いからといって落札するというわけでもないのか。

事務局 金額の点数と内容の点数がそれぞれ 50 点・50 点という割り振りになっており、その内容は技術的評価の部分と公共性評価ということで分かれる。価格が一番安かった業者が価格点 50 点を獲得したとしても、当然、内容によっては逆転するような場合もある。そういった評価形式で金額と内容評価を組み合わせるのが総合評価形式ということになるので、金額が安いからといって決まるわけではない。

委員 評価の点数の項目や点数の割り振りというのも、先程の委員会で決めているのか。それとも担当課で決めていくことになるのか。

事務局 総合評価入札評価委員会に諮り、委員の方の承認をいただいた上で、という手続きになるので、担当課限りではなくて委員会で決定いただいているというものになる。

委員 当該契約は契約保証金が免除されている点がほかと少し違うように思うが、これはどういったところからなのか。

事務局 この案件について、契約相手方に対して契約保証金を免除しているが、これについては実績のもとに契約を履行しないおそれがないという判断をして免除している。具体的には、過去 2 年の間に国または地方公共団体において種類または規模を同じくする契約を複数件結んでいるという事情があれば契約を締結しないおそれがないと判断して、契約保証金を免除することとしている。実際、この落札業者においては、藤井寺市や柏原市の病院、河内長野市でも総合管理業務を行っていて、同程度の複数案件の実績があると判断して、契約保証金を免除した。

委員 河内長野市契約事務規則第 44 条 2 項に、第 1 号から第 7 号までであるが、どれに該当するのか。

事務局 実績で免除する場合、第 2 号になる。

委員 辞退者や不参加について、このパターンがよくあるので、前回の委員会でもよくあったということでスルーしてしまいそうになるが、今回のこの案件についてこれだけ辞退や不参加が出たことについて、個別の理由はあるのか。一般論はもちろんあると思うが。

事務局 この案件については、総合評価入札という形式をとっているということが、1 つ関係があるというふうに考えている。通常入札だと金額を書いた札を入れるだけということになるところ、総合評価入札というのは、実際の業務はこのようになるという企画提案をしなければならないということで、業者側の参加するための負担というのは割とあって、ハードルが高くなるという傾向がある。実際、その本気度があまり無いという言い方は語弊があるかもしれないが、業者についてはそのハードルが高くなったことを考慮して初めから辞退、不参加という結果に至ったという面はあるのではないかと考えている。

委員 想定のとおりか。

事務局 3 年に 1 回、この建物管理業務は総合評価入札をしているが、大体その指名する業者数が十何者に対して、3~4 者ぐらいの参加状況なので、おおむね予想通りの参加状況ということが言えると思われる。

委員 結果的に、今回の落札者が少なくとも 15 年ぐらいはずっと業務を行ってきているということになると思うが、新規でというか、入れ替わるといふことになる、やはり新たにコストがかかったりといった事情があるのか。続けて業務をしている方が有利だといふ

ようなことになっていないのかと思ったのだが。

委員 ご指摘の面は当然あるかと思う。この業務に限らないが、今業務を行っている業者というのはそれなりのノウハウなり、対応人員を常に持っている状態なので、新規参入する業者に比べれば入札のハードルが低くなる。裏返せば新規参入するためには、その3年間の市庁舎管理業務のために一定数の人員を貼り付けで用意しなければいけないということもあるので、受注できるかどうか分からない状況で、そこまで力を入れるというのは、なかなかやはり難しい面は事実上あるのではないかというふうに捉えている。

委員 先ほど、この業者が藤井寺市の業務を受託していると聞いたが、他の自治体も同じような形で業者に発注しているのか。

事務局 あまり事例を知っているわけではないが、富田林市は同じように建物管理は総合評価入札で行っているとは聞いている。

委員 そういった業者が積極的に参加するというのも、あまりないようなかんじなのか。

事務局 他市の場合の参加状況については、詳細を把握しきれていない。

案件4 学習者用端末収納カバン 小学校分 (担当課：教育総務課)

物品4件のうち落札率が高いものを選んだが、おそらく4件とも同じような入札結果になっている。要するに参加者が4から3であり、特定の落札業者、今回も4件あるが、2社になっていて、これらはおそらく前回は、特に抽出した案件は前回は落札していた業者だと記憶するので、そのあたりを確認したく抽出した。

委員 既にお買い上げしている教材との関係で、カバンはどうしてもエレコム社製品でないとダメという制約条件があらかじめあったりするものなのか。

担当課 今回購入した学習者用カバンは、令和元年に購入したタブレット型ノートパソコン(以下、「タブレット」という。)を、小学生の子供たちが家庭に持ち帰って学習するために必要な消耗品として購入したものになる。当時、ランドセルにスムーズに縦型で入るカバンというのが、世の中に出ていたのがエレコム社のものしかなかった。本日サンプルをお持ちしているが、こういった縦型のケースになっていて、このままタブレットを入れて、この状態でランドセルに入るものになる。サンプルを借りて教育委員会の中で検証して、これなら小学生でも持ち帰らせるのに事故が起きる可能性は非常に少ないということで、この製品を指定した。

委員 教育委員会でこういう物は指定するというか、会議などで決めたりする場があると  
いうことか。

担当課 担当や学校にも意見を聞きながら、ということにはなる。このカバンを買う前に、  
試行的に子どもたちにタブレットを持って帰らせたりしていたが、たまたま雨の日で、保  
護者が気を遣ってビニール袋に入れて持って帰らせたり、ランドセルに雨が侵入してタブ  
レットが壊れるのではないかという、そういう保護者からの不安の声とかもあり、カバン  
は早急に必要であるという話になった。ちょうどこれを調達した時期が、コロナで感染者  
数が増えている傾向にあった頃で、また臨時休校が起きるのではないかというような話が  
出ていた時で、その中で教育委員会と学校とで話をして、小学生でも安全に持って帰れる  
ようなカバンが早急に必要だということで、購入していく流れになった。

委員 他社製品は大きすぎるという感じだったのか。

担当課 現時点だとおそらく、かなりの業者が似たようなカバンを製作しているのかと思  
うが、当時検証した時にランドセルに負荷なく入るのが、この製品しかなかったというの  
が、製品指定した理由になる。

委員 これは案件4の資料の備考欄に書いている、「容易にランドセルに収納できる」とい  
うところのことか。

担当課 そのとおりである。

委員 エレコム社の商品を、落札業者（以下、「c社」という。）を介すると安く買えるとい  
う。エレコム社だけに限らないのかもしれないが、もちろん落札率100%とはいえ安い金  
額なので、そこを問題視しているわけではないが、いつもこのパターンかなと。前回もこ  
うやってc社が一番安いという形だったので、安いことによる問題はないが、そうすると  
実質、常にc社が落札する形になってくると。随意契約しているみたいな形に近くなっ  
てくるということがあるのではないかと思った。何か特別なコネクションとかルートがある  
ということなのか。わからないところもあるかと思うが、なぜc社だといつも安いのか。  
私もどのように尋ねればいいのかかわからないが、数字のマジックがもし理由が分かれば、  
わかる範囲でお聞きしたい。

事務局 想定する範囲としては、1つは、落札業者はGIGAスクール構想が始まってから、  
ご承知のとおり関連調達（タブレット）を本市で落札していて、教育委員会の担当部局と  
連絡を密にしながらやり取りをしているので、ある程度の発注の流れ、雰囲気みたいなも  
のはほかの業者よりは生の情報として持てるので、そのあたりが対応としては先手を、事

実上打てる状態であるために、ある程度金額で有利になっているのではないかという捉え方はしている。あとは、役所の発注に関しては予算を確保するということになるが、予算取りの時に現行業者から参考見積を取るということもあるので、予算額に近い数字で結局応札があるということは、現行業者から参考見積を取る発注の場合は割とある話ではある。

委員 出発点でc社の数字を見て、市で見積もりを考えてということか。

事務局 一般的な役所の予算の取り方としては、当然、特定業者を鵜呑みにしてはいけないが、とは言っても参考になる資料がないと財政部局の査定が通らないので、当然、現行業者の数字が一番大きな意味を持ってくる。特に物品で、こういった定価がありそうな物について、本市の厳しい財政状況の中で、定価ではなかなか予算が通らないこともあり、現行業者の参考見積というのを非常に重視して予算を編成されるというのが実情としてある。もちろん鵜呑みにして予算を組むということではないが、そういった実情があるので、こういった参考業者、つまり現行でいろいろ発注をとっている業者は、ある程度近い数字を応札する、ということに繋がっているという状況はあると思っている。

委員 参考にした業者が実は一番安い金額を設定できる会社だったというような感じになるので、必然的に落札率が100%近くなると。

事務局 参考見積を取った業者よりも安く応札できれば、そちらに決定することになるので、ご指摘のような状況になっているのではないかと思う。

委員 発注個数が多いので、確かに安くできる業者が手を上げたらどれだけ損をするという可能性も高くなって、実質これが基準値にどうしてもならざるを得ないということでしょうかね。そうだとすると、はい、よく仕組みが分かりました。

委員 予定価格は事前公表してないか。

事務局 物品の場合は事前公表をしておらず、事後でも公表していない。

委員 物品は全件そのような取り扱いだったか。

事務局 物品については、全件公表していない。

委員 中学生もカバンは持っているのか。

担当課 横型の形で、手に提げて持って帰るようなものを選定している。

委員 もうそれは配布されているのか。

担当課 はい。本市では全児童生徒に、これらのカバンを渡している状況である。

委員 タブレットは小学生も中学生も同じものだが、カバンは中学生は横型、小学生は縦型というのは何かあるのか。

担当課 特に小学生の低学年の子供は、こういった横型のカバンだとどうしても通学途中に手から落としてしまうという話があった。またこのタイプだとランドセルに入らないというケースがあった。中学生の生徒であれば、自分で安全にしながら持って帰れる、これでいけるだろうという話があった。今回、発注するにあたって、小学生は持ち運びのことを考えてあげないといけないということで、形にこだわったものを発注した流れになった。

委員 ちなみに、値段は同じなのか。

担当課 1個当たりの値段について、横型カバンの方が少し高かったと思われる。

委員 どれぐらいの使用期間を想定しているのか。小学校1年生から6年生まで持つのか。

担当課 一応、6年間大事に使ってほしいということで、タブレットもそうだが、1年生の時にタブレットを渡して、そのまま学年が上がっても自分のものとしてずっと持ってあがるという運用をしている。ただ、やはりカバンについてはどうしても活用上壊れてしまうという話もあって、予備のカバンを追加で渡したりしている実態もある。

案件5 災害用マンホールトイレ（同等品可）

（担当：教育総務課）

（1）抽出理由

物品の中で唯一の随意契約であるということと、随意契約に至る理由が少し複雑というかイレギュラーなような感じがしたので、そのあたりを審議したい。

（2）主な質問及び回答

A 委員 イメージが湧かないが、マンホール利用型トイレとはどのようなトイレなのか。

事務局 マンホールの上に簡易型の洋式トイレを設置してトイレが利用できるものになる。普段はマンホールが並んでいる状態であるが、非常時にはそこにパネルを組んで個室化して災害時用トイレとして利用できるようなものになる。

A 委員 普段そのマンホールは何に使っているのか。

事務局 災害時に利用するものになるので、普段は蓋をして普通のマンホールとしてある状態にはなる。

A 委員 災害時用のトイレ用のマンホールということなのか。マンホールそのものがたくさんあるということか。

事務局 仕様書の最後にあるように、場所としては小山田小学校、川上小学校、美加の台中学校の 3 校それぞれの敷地の中にマンホールが 5 個あって、そこに組み立て式の災害時用トイレを設置するというので、各学校に納品するものになる。

A 委員 設置するのは 3 校だけなのか。それ以外にはないのか。災害の拠点はあちこちにあると思うが。

担当課 令和 3 年度に設置した 3 校以外だと、令和 2 年度に小学校 1 つ設置していて、現在計 4 校になる。

A 委員 今後増えていくのか。

担当課 はい、最終的に 11 校に設置する予定である。

A 委員 納品するものはどこに収納するのか。

担当課 各学校に設置している防災用の倉庫に収納している。

A 委員 災害が起こった場合は、誰がそれを設置するのか。

担当課 基本的には避難所を開設する職員が開けることになる。

B 委員 今回、そのマンホールトイレを緊急で設置する必要があるというのは、何か事情が生じたのか。

事務局 入札の経過について、随意契約する前に 1 度指名競争入札を行っている。資料には詳細が書かれていないのだが、11 月下旬に資料を配布して、年明けの 1 月末に指名競争入札を行うというスケジュールで 8 者指名して進めていたが、最終的に 1 者を除いて全者辞退となったために 1 回入札が不調で終わったということがある。それで、初めの調達でいうと、年明けぐらいの契約を見込んで進めていたところだが、不調になったためにスケ

ジュールが後ろにずれて、ずれたことにより調達が遅れてしまい、年度内にマンホールトイレを納入しないといつ災害が発生するかわからないので、納入を急ぐ必要が生じたということで緊急性が生じてきたという経過になる。

C 委員 マンホールの工事が完了してからすぐ入札をしたのか。

事務局 事実上、マンホールの工事が終わった後で物品が納入される想定で動いていた。マンホールの工事は同じ年に別で発注していて、現場の施工中に並行して、工事現場が片付く頃を見込んで物品が納入されるように逆算して、この発注のスケジュールで入札を進めていた。

C 委員 工事は予定通りに進んだということであれば、もう少し早く発注するという訳にはいかなかったのか。予算の関係があるのか。

担当課 工事と近いタイミングで購入依頼手続きをしていた。前もってということになると、工事が終わっていない中で物品だけ先に納入するという状況になってしまうので、工事のタイミングに合わせた形で購入依頼手続きを行った。

事務局 工事の進行状況を踏まえて、ある程度見通しが出た時点で発注に取りかかったが、予想外に不調に終わったということで、スケジュールが詰まった結果になった。

B 委員 マンホールの工事が完了したというのは、3校について完了したということか。

事務局 3校についてはこの物品の発注の前に別々に工事の発注をしていたので、その3校について現場が終了したら物品を納入することを想定していたということになる。

B 委員 3校について工事が完了しているのに、物品がないという状態になってしまうと。

事務局 そのとおりである。3校すべてについて、現場はマンホールの工事が終わっているけれども、そこに付けるべき物品がないという状況になることを懸念した。

B 委員 11校の計画はどうなっているのか。令和2年に1校設置して、その後の計画は。

担当課 令和4年度が3校、令和5年度が2校、令和6年度と令和7年度で各1校を予定している。

B 委員 これは、例えば今回の3校は、工事は完了しているが、備品が次年度以降に設置されるということではまずいという事情があるのか。

担当課 マンホールの工事が整備されて使用できる状態であるにもかかわらず、備品がないため避難時にトイレが使用できないという状況はまずいと思っているので、工事を行った同じ年度に備品を購入するものであると考えている。

事務局 補足すると、役所の予算の都合になるが、基本的には単年度の会計主義となるため、令和3年度の予算のものは基本的には令和3年度中に物を納入しないといけないというルールになっているので、そういった意味でも来年度に持ち越して仕切り直しするよりも、まずは当該年度中に何とかしようとなったというところである。

C委員 年度内に何とかしようとするということはわかった。それについて、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当するかどうか。緊急性という言葉は、これは本など見るとがけ崩れなどが起きそうだとということで急いでやるというのが基本的な、災害があったという場合である。これからの災害を見越して急ぎやらないといけないけれども、入札不調となって納入を急ぐ必要が出てきたからというのがこれの典型例かと言われると、どうなのか。過去にそういう理由でこの条文を適用した経緯があるのか。

事務局 ご指摘の通り、緊急の必要性というのは通常、災害が発生してまさに緊急で対応しないといけないという典型例で、その典型例には今回の案件は当てはまっていないのはご指摘の通りで、入札して不調となり仕切り直して再度入札というのが原則ではあるところだが、従来から、発注の必要性というのを総合的に考えて、事務事業の必要上、スケジュールがどうしても詰まってしまって、随意契約しないと大きな影響が出るという案件については、こういったように地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規程に基づき、随意契約を行っている取扱いは、他の案件でもしている例はある。

C委員 そこについてはそれでいいのかどうか、私には分からないが、例えばほかの条文ではどうなのか。やはり、想定例の緊急と、役所や入札の都合での緊急性というのは同一視できないのではないかということで、少しこの辺も根拠を詰めていただく必要が、今回はあるのではないかというふうに私は思っているが、ほかの先生がたはいかがか。

B委員 私も先ほどの質問はそういう趣旨でして、来年度以降の備品の設置はまずいのかと聞いたのは、どういう緊急の必要を想定しているのかと。工事は終わっているけれども備品がなくて使えないと。仮定の話ですれば、今年度中には大地震が来るということがはっきりしてきたとかいうことであれば、それは緊急の必要があるということになるんだろうと。11校中、順次マンホールトイレは設置していくという計画の中で、その3校について今年度中に達成できないことが、なぜ緊急性があるということになるのかというところは、文言上もうまく説明できているのだろうかとは、疑問に思ったところ。

事務局 ご指摘いただいた趣旨については真摯に受け止めさせていただいて、今後検討させていただきますと思う。今回、発注に関しては災害用の備品ということで通常の発注よりも趣旨からすると緊急性が高かったものというふうにごちらとしては捉えているが、ご指摘を踏まえて今後の運用についてはもう一度検討させていただければと思う。

B 委員 災害のことなので、正直いつ起こるか分からないので、常に緊急性はあると言えはると思うが、そこと随契理由について、言い出すと災害用のものは全部随意契約でできるということになってしまうので、もう少し詰めた議論が要るではないかと思う。

C 委員 全く同感である。私のほうは、違う条文はどうかという言い方をしたが、B 委員は、この条文でも理由を詰めてくださいと。私と観点が違いましたけれども、考えていただくという点では共通しているということである。

A 委員 質問ではないが、災害用としてマンホールの工事は完了しているのに備品がない状況なので、緊急であろうがなかろうが、必要なものは必要である。ただ、これが競争入札ではなくて随意契約になったということだが、理由さえきちんとしておけば当然、必要なものなので。今日は地震はなかったけれど、明日になったらどうなるか、地震が来て備品がすぐ必要となる場合だってあり得る話である。先ほど B 委員もおっしゃったように、災害は常に緊急性があつて明日かもしれない、そういう状況なのだから、こういうものは早く、きちんと備えてあげる、備えるべきだと思うし、それがやはり行政の仕事でもあると私は思う。だから、私は言葉尻はわからないが、そういう意味では随意契約にしてよいかだけの話で、私は進んでもいいのではないかと思う。今回は金額的に大きなものではないのであれば、私はこれでいいのではないかと思う。

C 委員 備品の必要性については私も否定はしていない。むしろないといけないものだと思うので、それは 3 委員とも共通しているところである。いずれにしろ、理由付けのあたりをよろしく願います。

#### 4. 総括(委員長)

今回も、前回に続いてオンラインの開催ということで、ご準備等事務局の皆様大変だったと思いますけども、充実した審議ができたのではないかと思います。ありがとうございました。今回も一般競争入札、指名競争入札、随意契約それぞれについてですね、各案件を検証しまして、一定程度、適正性を検証できたのではないかと考えております。内容としましては工事については、工事業者の応札がなかなかされないと言った事情がさまざまところに響いてきているというところで、情勢を見ていると今後もこのような状況は続いていくのかなというふうに思いますので、さまざまな課題が出てくるかと思ひます。随意契約については、委員からもご意見やご指摘がいろいろありましたけれども、法令の

趣旨に照らして、さらに慎重な運用をしていただければと思います。

さまざまな議論を踏まえて、市においても今後も適正な入札契約が行われるよう努力していただければと考えておりますので、今後ともよろしく願いいたします。以上で簡単ですが、総括とさせていただきます。ありがとうございます。

#### 5. 閉会あいさつ（契約検査課長）

改めまして本日は長時間に至り審議いただきまして、ありがとうございます。本日いただきました貴重なご意見を踏まえ、特に随意契約の理由につきましては、十分に検討させていただきたいと思います。公共工事等の公正な発注、引き続き適正な入札などの実施を行って参りたいと思いますので、今後ともご指導のほどよろしく願いいたします。本日は誠にありがとうございました。